



法務ページ・かわら版

平成 22 年(2010 年) 6 月 1 日号 VOL.26

【紫陽花の花の色は土壌によってかわり、酸性土壌では青が強く、アルカリ性の土壌では赤が強くなります】



平成 22 年
第 26 号

こんにちは。子供の頃、ポテトチップについていたプロ野球カードを集めるのが好きで、一時期ポテトチップをよく食べていた妹尾です。

6月といえば、祝祭日がまったくない月です。もし6月に祝祭日を創るとしたら、どんな祝祭日があったらいいですか。私が考えたのは、10日が「時の記念日」なので、10日を祝日とし、年に一度、自分の人生を見つめなおす日、というのはいかがでしょうか。

夏が近いというのに、朝晩の寒暖差が激しいので季節外れの風邪にはお気をつけくださいね。

それでは今月も事務所通信をお届けします。



妹尾 悟

せのお家★家族4人の日記 ~Vol.21~ 「尾道向島へキャンプに行きました」



←今回は、このダッチオーブンで、手羽先のから揚げとビーンズカレーを作りました

5月GW、尾道市向島にある「尾道マリユースセンター」へデイキャンプ(日帰りキャンプのこと)に家族と友人の家族で行って来ました。

この日は、天候がよく、海もきれいでした。キャンプに行くときは、いつもみんなで料理を作り食べるのが我が家の定番となっています。この日も自慢のダッチオーブンが大活躍でした。

★2分でわかる！ ほう～務事典 「遺言書が2つ出てきたとき」

日付の違う2つの遺言書が見つかったとき、どちらが有効な遺言書と判断をするのでしょうか？



まず、結論から言いますと、2つの遺言の内容が矛盾しない場合は、両方とも有効となります。矛盾する場合は、後の日付のものが有効となります。

内容が矛盾しない場合とは、先の遺言で財産のことについて書いてあり、後の遺言で後見人の指定をしているときなどのこと。

内容が矛盾している場合は、後の日付の遺言で先に書いた遺言を撤回したものとみなされます。そのため、後で書いた遺言が有効となります。

どうしても、前後が決定できないときは、矛盾する部分は両方とも無効とする考え方が一般的です。

前の遺言と後の遺言で内容の矛盾が全部についてではなく、一部についてだけであった場合には、矛盾した部分についてだけ、後の遺言が有効となります。

しかし、前の遺言には全財産を長男へ遺贈すると書き、後の遺言ではその一部を次男に遺贈すると書いた場合、次男に遺贈すると書いた財産以外は長男に遺贈するのかどうかは、必ずしも明確ではありません。この場合、遺言の文面、その他の事情から遺言者の真意をさぐるほかないようです。

お急ぎの方は、電話 090-4574-0682 までどうぞ

お電話の受付時間●毎日・午前9時～午後7時 FAX050-1188-2050(24時間受付)

会社を辞めて、次の就職先が見つかるまでの間など、一時的に健康保険に継続し、加入できる制度が「任意継続被保険者制度」です。

任意継続被保険者制度は、会社や勤め先を辞めて、次の就職先が見つかるまでの間など、一時的に健康保険に継続し、加入できる制度です。

加入の要件は以下のとおりです。

- ① 会社を退職し、健康保険の被保険者資格を喪失(そうしつ)したこと
- ② 資格喪失日の前日(退職した日)まで、2ヶ月以上、健康保険に入っていたこと
- ③ 退職した日の翌日から20日以内に申請をすること(20日目が土日・祝日の場合、次の開庁日まで)

任意継続被保険者制度を利用できる期間は、最大2年です。

保険料は全額自己負担です。会社負担分も支払うようになるので、会社にいたときの約2倍の保険料

となります。

制度を利用するときの注意点は以下です。

- ・ 国民健康保険の保険料と比較してから加入する
 - ・ 20日以内に手続きを行う
 - ・ 傷病手当金、出産手当金は会社に在籍していたときから給付を受けている場合にしかもらえない
- とくに国民健康保険は、平成21年3月31日以降で、倒産・解雇・雇止めなどにより離職した方については、前年の給与所得の30%をその所得とみなして計算するため、任意継続被保険者の保険料より、かなり安く加入できる場合があります。

この軽減措置を受けるためには、雇用保険の特定受給資格者であるなど、要件があります。詳しくは、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。

当事務所をご利用いただきました
《お客様のお声》をご紹介します。



●誠実な対応・報告・気配りに喜んでいます

お世話になりました。平生、行政書士さんと接することがなく許可申請及び商号変更の手続き内容が漠然としていて不安でした。

実際お願いしてみて、誠実な対応、報告、気配りに喜んでいます。

株式会社アベルホーム 様 (住宅リフォーム業)

●他の方にも紹介したいと思います

お忙しい中、非常に有難うございました。他の方にも紹介したいと思います。

匿名希望様

私の独立開業物語 ~Vol.3~
「ついに行行政書士の資格取得を目指す」

さて、前回の続きです。

会社から命じられ、私は第一種衛生管理者の資格を取得することになりました。そして、自分でも驚きの一発合格。この合格体験が、20歳のときにとろうと思っただけで、勉強することのなかった行政書士の資格取得を目指すきっかけになったのです。

しかし、第一種衛生管理者と同じように1ヶ月ほどの勉強でうかるだろうと甘くみていた私は、資格を取得するまで、3年の歳月をかけることになったのです。

1回目不合格、2回目不合格、それもそのはず、絶対的に勉強時間が足りなかったのです。



つづく

●ホームページは「行政書士 せのお」で検索してください。すぐに、アクセスできます。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>